

第 1 1 5 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「授業終了時から午後 5 時まで」を「授業終了時から午後 6 時まで」に、「午前 9 時から午後 5 時まで」を「午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 5 条第 2 号中「第 4 条第 4 項各号」を「第 4 条第 3 項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学童保育室の保育時間を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。